色でつながる、色でつなげる。

2026年11月12日

各　　位

会社名　　山本通産株式会社
（コード番号　385A　TOKYO PRO Market）
代表者名　　代表取締役社長　　久保　泰幸
問合せ先　　常務取締役　管理本部長　　上野　嘉人
ＴＥＬ　　06-6252-2131
ＵＲＬ　　https://ytc-j.co.jp

「内部統制システムの基本方針」の制定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の制定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下、その職務を遂行するため、取締役及び使用人が守るべき「行動規範」を制定し、周知徹底を行う。

(2) 当社は、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人の職務の遂行において、法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関する情報共有と、コンプライアンス意識の浸透及び向上を図るものとする。

(3) 当社は、代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」を定め、法令、定款及び諸規程の遵守が適切に実施されているか、内部監査を行い、代表取締役及び取締役会に定期的に報告を行うものとする。

(4) 当社は、取締役又は使用人の法令違反、不正行為等に関する情報を入手する手段として、内部通報制度を整備し、適時かつ網羅的なこれらの情報入手に努めるものとする。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び関係規程等に基づき文書（紙媒体又は電磁的媒体の如何を問わない。以下、同じ。）に記録して、秩序整然と適切に保管し、管理する体制を整備するものとする。また、取締役はこれらの文書に関し、自由に閲覧ができる管理体制を整備するものとする。

(2) 代表取締役は、情報セキュリティに関する関係規程を定め、文書の保存、取扱の方法その他必要な管理方針を定めるとともに、取締役及び使用人に対し周知徹底を図り、継続的に情報漏洩の防止に努めるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」その他関係規程を定め、当社の損失に結びつく市場、信用、災害及び情報セキュリティ等に係るリスクその他の社内外の様々なリスクに対処するため、リスクの収集、識別、分類、評価を行い、当社のリスクを網羅的、総括的に管理するものとする。

(2) (1)により収集されたリスクは、取締役会、経営会議、コンプライアンス推進委員会その他関係する会議体において、取締役及び使用人に周知を行う。

(3) 取締役及び使用人は、当社を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然の防止と発生時の損失の最小化のために、リスクの網羅的な把握とともに、必要な対応策の策定と迅速な実行に努めるものとする。

４．取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、原則として毎月１回、定時取締役会を開催し、重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役からの業務執行の報告を行うことを通じて取締役間の情報の共有と意思疎通を図り、取締役の監督を行うものとする。また、緊急を要する事項、適時に実施すべき事項など、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の業務執行が適時適切に実施されるものとする。

(2) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行に関する権限と責任に関し、「組織・職制規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」その他関係規程を定め、職務の内容と権限・責任を明確にし、取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、運用するものとする。

５．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための以下の体制を整備し、運用するものとする。

(1) 当社は、子会社の経営上の重要事項及び業務執行の状況について、子会社から当社への報告を求め、必要な情報を適時かつ適切に把握する体制を整備するものとする。

(2) 当社は、子会社におけるリスクの把握及び管理を行い、必要に応じて当社と子会社が連携して適切な対応を講じる体制を整備するものとする。

(3) 当社は、子会社の事業計画及び業務執行の状況を把握し、必要な指導及び支援を行うことにより、子会社の職務執行の効率性を確保する体制を整備するものとする。

(4) 当社は、子会社においても法令、定款及び社内規程等の遵守が徹底されるよう、コンプライアンスに関する情報共有、内部監査その他必要な措置を講じる体制を整備するものとする。

６．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会事務局を設置し、その業務に必要な員数を確保するとともに、知識・能力を備えた補助使用人を配置する。

(2) (1)の補助使用人が監査等委員会又は監査等委員より指示された業務の実施に関し、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は使用人からの指示、命令等を受けないものとし、監査等委員会以外の者からの独立性を確保するものとする。

(3) (1)の補助使用人が監査等委員会又は監査等委員からの指示に基づく業務にあたっては、業務に必要な調査権限及び情報収集権限を付与し、補助使用人の業務の実効性を確保するものとする。

(4) (1)の補助使用人の任命、異動については、あらかじめ監査等委員会に報告し、その了承を得るものとする。

7．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、及び監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人に対し説明を求めるとともに、説明を求められた取締役又は使用人は、監査等委員に対し必要かつ十分な説明及び情報提供を行うものとする。

(2) 代表取締役、その他の取締役及び監査等委員は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理の取組状況、その他経営上の課題についての意見交換を行い、取締役・監査等委員間の意思疎通を図るものとする。

(3) 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、以下の事項について、発見し次第、遅滞なく当社の監査等委員会に対し報告するものとする。

① 職務執行に関して法令・定款に違反する、又はそのおそれのある事項

② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

③ 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

④ 内部監査の実施状況とその結果に関する事項

⑤ 内部通報制度に基づく通報状況及びその内容

⑥ 子会社の取締役、監査役及び使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に対して報告すべき事項

(4) 当社は、監査等委員会又は監査等委員へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

8．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、当該費用の負担を行うものとし、すみやかに関係部署より当該費用又は債務の処理を実施するものとする。

(2) 監査等委員は、取締役会のほか重要な会議体に出席し、重要事項の報告を受けることができる。また、監査等委員は、各会議体の議事録、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を自由に閲覧することができる。また、監査等委員会は、代表取締役との意見交換の

場を定期的に設けるものとする。

(3) 監査等委員会は、内部監査部門と連携及び協力するとともに、内部監査の結果は監査等委員会において共有するものとする。

(4) その他監査等委員会の監査において、必要と認める事項については、「監査等委員会監査等基準」において定め、取締役及び使用人に対し周知を図る。

９．財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び関係法令を遵守し、「経理規程」をはじめとする関係規程等を整備し、適正な会計処理を行うとともに財務報告の信頼性・透明性を確保するための内部統制を整備し、運用するものとする。

(2) 当社の業務プロセスにおいて、財務報告に関するリスク管理を徹底するとともに、効率的で実効性のある財務報告に係る内部統制を整備し運用するものとする。

(3) 財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を定期的に実施し、業務改善を行うものとする。

(4) 会計監査人からの財務報告に関する指摘事項については、すみやかに改善を行うものとする。

10．反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの要求を断固拒否する毅然とした対応を行うとともに、これらと関わりのある企業、団体、個人等とはいかなる取引も行わない。

(2) 当社は、「反社会的勢力排除規程」を制定し、当社における反社会的勢力の排除に関する必要な基本的事項を定めるとともに、当社の取締役及び使用人が反社会的勢力に関与し、又は利益を供与することを防止する。

(3) 当社は、(2)に定める「反社会的勢力排除規程」及び関係規程等について、すべての取締役及び使用人に周知徹底する。

(4) 反社会的勢力による不当要求、組織的暴力及び犯罪行為に対し、警察等の外部専門機関と連携し、対応する。

以　上